

平成26年瑞穂町教育委員会第9回定例会 会議録

平成26年9月25日瑞穂町教育委員会第9回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 清水 浩昭 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第30号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則及び瑞穂町図書館処務規則の一部を改正する規則

日程第4 議案第31号 瑞穂町公立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の

一部を改正する訓令

日程第5	報告事項1	平成26年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について
日程第6	報告事項2	平成26年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について
日程第7	報告事項3	瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について

開会 午前10時00分

森田委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年瑞穂町教育委員会第9回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番、滝澤委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元の資料にあるとおりでございます。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3、議案第30号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則及び瑞穂町図書館処務規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第30号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則及び瑞穂町図書館処務規則の一部を改正する規則について提

案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町郷土資料館及び瑞穂町耕心館を一体管理とするため、規則を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長

ご説明いたします。本年10月1日から、今回オープンします新郷土資料館「けやき館」につきましては、指定管理者の管理運営となっております。この指定管理者になっていることの中で、耕心館も同じ業者で指定管理している関係で、この2つの建物を一体的に管理を進めていこうということで進めてございます。その中で、現在、耕心館につきましては社会教育課で、資料館につきましては図書館で管理をしてございました。これを指定管理の方も一体化して管理をいたしますので、こちらの方も一本で管理をしようとする事の中で、耕心館の管理を現在の社会教育課から図書館に移し変えるということで、今回の規則改正を出させていただいております。

議案を1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。まず初めに、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の新旧対照表になります。こちらの方の改正ですが、別表2、社会教育課の中の(16)耕心館に関する事、というところを削りまして、(17)を(16)に改めます。こちらの方の規則は、平成26年10月1日から施行いたします。

裏面をご覧ください。瑞穂町図書館処務規則の新旧対照表になります。こちらの改正ですが、第5条、第14号、郷土資料館に関する事、こちらを文言修正で瑞穂町郷土資料館に関する事に改め、つづきまして、第15号を1号下げまして、14号と16号の間、15号としまして、瑞穂町耕心館に関する事、こちらを付け加えます。こちらの方も規則は、平成26年10月1日から施行することになります。

以上で説明とさせていただきます。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので質疑を終結いたします。これより議案第30号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第30号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 異議なしと認め、議案第30号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第4、議案第31号、瑞穂町公立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第31号、瑞穂町公立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。

東京都立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程が改正されたことに伴い、規程を一部改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 議案第31号につきましてご説明いたします。都立学校に勤務する職員が消防団員との兼業について申請があった場合には、職務の遂行に著しい支障がある時を除き、これを許可しなければならないとする消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、第10条が平成26年6月13日に施行されました。このことに伴い事務取扱規程を一部改正するものです。お手元の議案第31号の1枚目から2枚目の表にかけまして、今回改正する部分を掲載してあります。

また、2枚目の裏側には、様式第3号としまして兼業許可等申請書を示してあります。1ページ飛びまして、4枚目以降に新旧対照表を掲載してあります。下線の部分がそれぞれ一部修正されたところと、左側の新の方で

は、下線の部分が今回、付け加えた部分になっています。ご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 参考までに、この兼業と兼職をなさってる教職員というのは、今、現実にはおるのでしょうか。

指導課長 基本的には、教育委員会の方に申請を出していただきますけれども、瑞穂の場合では、ほとんどいらっしゃいません。

森田委員長 他にご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第31号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第31号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 異議なしと認め、議案第31号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第5、報告事項1、平成26年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 報告事項1、平成26年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について、ご報告申し上げます。

瑞穂町文化賞表彰要綱に基づき、審査会より提出された意見書を尊重し、次のものを被表彰者と決定しましたので、報告するものです。

はじめに、文化賞2件です。種目、氏名の順に読み上げます。ダンス、小山彩美。ダンス、前田瀬奈。次に、文化奨励賞2件です。書道、清水菜緒。吹奏楽、瑞穂町立瑞穂中学校吹奏楽部。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 詳細について説明いたします。瑞穂町文化賞表彰要綱に基づき、平成26年9月5日、午後7時から表彰審

査会を開催いたしました。社会教育委員の久保田議長が審査会会長となり、議事を進めていただきました。今回の文化賞申請受理件数は、2件で、2件とも該当となりました。文化奨励賞の申請受理件数は、個人で1件、団体で1件の計2件で、ともに該当となりました。

今回該当となった被表彰者及び被表彰団体は、先ほど、教育長から説明のあったとおりです。

審査会の意見として、文化賞、文化奨励賞ともに全員一致での受賞との意見です。この意見を9月10日に教育長に報告し、審査会での該当者を被表彰者として、決定することになりましたので報告いたしました。

なお、表彰につきましては、10月25日に開催予定の総合文化祭開会式で実施する予定です。

以上、平成26年度瑞穂町文化賞被表彰者についての報告とさせていただきます。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづきまして、日程第6、報告事項2、平成26年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 報告事項2、平成26年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について、ご報告申し上げます。

瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき、審査会より提出された意見書を尊重し、次のものを被表彰者と決定しましたので、報告するものです。

はじめに、優秀賞2件です。種目、氏名及び団体名の順で読み上げます。ゴルフ、兼田克彦。ゴルフ、瑞穂町ゴルフ協会。次に奨励賞6件です。硬式野球、古川寛治。硬式野球、神田元喜。硬式野球、小山俊輔。陸上、志村京香。相撲、齊藤昂輝。ロープジャンプ、瑞穂第二小学校挑戦。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 詳細について説明いたします。瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき、平成26年9月5日、午後7時30分から表彰審査会を開催いたしました。体育協会の島崎会長が審査会会長となり、議事を進めていただきました。今

回のスポーツ優秀賞申請受理件数は、2件で、2件とも該当となりました。スポーツ奨励賞の申請受理件数は7件で、該当となった件数は、個人で5件、団体1件の計6件です。指導者賞については、申請はありませんでした。

今回該当となった被表彰者は、先ほど、教育長から説明のあったとおりです。

審査会の意見として、非該当とした理由ですが、スポーツ優秀賞で申請のあった方につきましては、非該当はありません。次にスポーツ奨励賞ですが、個人で1件、非該当となりました。理由としましては、東京都の強化選手に選ばれたもので、大会成績が特に顕著であるとは断定できないと判断されたことによるものです。この意見を9月10日に教育長に報告し、審査会での該当者を被表彰者として、決定することになりましたので報告いたしました。

なお、表彰につきましては、10月12日に開催される町民体育祭で実施する予定です。

以上、平成26年度瑞穂町スポーツ賞被表彰者についての報告とさせていただきます。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので終結いたします。報告事項2を承認いたします。つづきまして、日程第7、報告事項3、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 報告事項3、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、ご報告申し上げます。

平成26年10月1日付の瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動については、別紙のとおりの内示となりますので、報告するものです。

以上です。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので終結いたします。報告事項3を承認いたします。以上をもちまして、本定例会に付

議された案件は、すべて終了いたしました。

ここで、9月30日をもって退任される清水委員から一言ごあいさつをお願いいたします。

(清水教育委員あいさつ)

森田委員長 ありがとうございます。これにて平成26年瑞穂町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午前10時32分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員